

提供日 2026/04/23
タイトル 産業廃棄物処理業許可の取消し
担当 暮らし・環境部環境局廃棄物リサイクル課
連絡先 産業廃棄物班
TEL 054-221-2424



幸福度日本一の静岡県

産業廃棄物処理業者に対し産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分を行いました。

1 処分を受けた者

所在地 静岡県熱海市緑ガ丘町 29 番 7 号
名称 株式会社田中興業

2 処分内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）
第 14 条の 3 の 2 第 1 項に基づき、産業廃棄物収集運搬業許可を取り消す。

3 処分年月日

令和 8 年 4 月 21 日

4 処分理由

株式会社田中興業の元取締役は、静岡地方裁判所沼津支部において税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）違反により懲役 1 年、執行猶予 3 年の刑に処せられ、令和 5 年 6 月 30 日に当該刑が確定している。

これにより、同役員は、法第 14 条第 5 項第 2 号イに規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ハの欠格要件に該当し、また、欠格要件に該当するに至ってからも同社の取締役を務めていたことから、同社は法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に規定する法第 14 条第 5 項第 2 号ニに該当するに至ったため。

参加者募集告知

催事等の当日取材

実施事業等の紹介

調査結果等の公表

